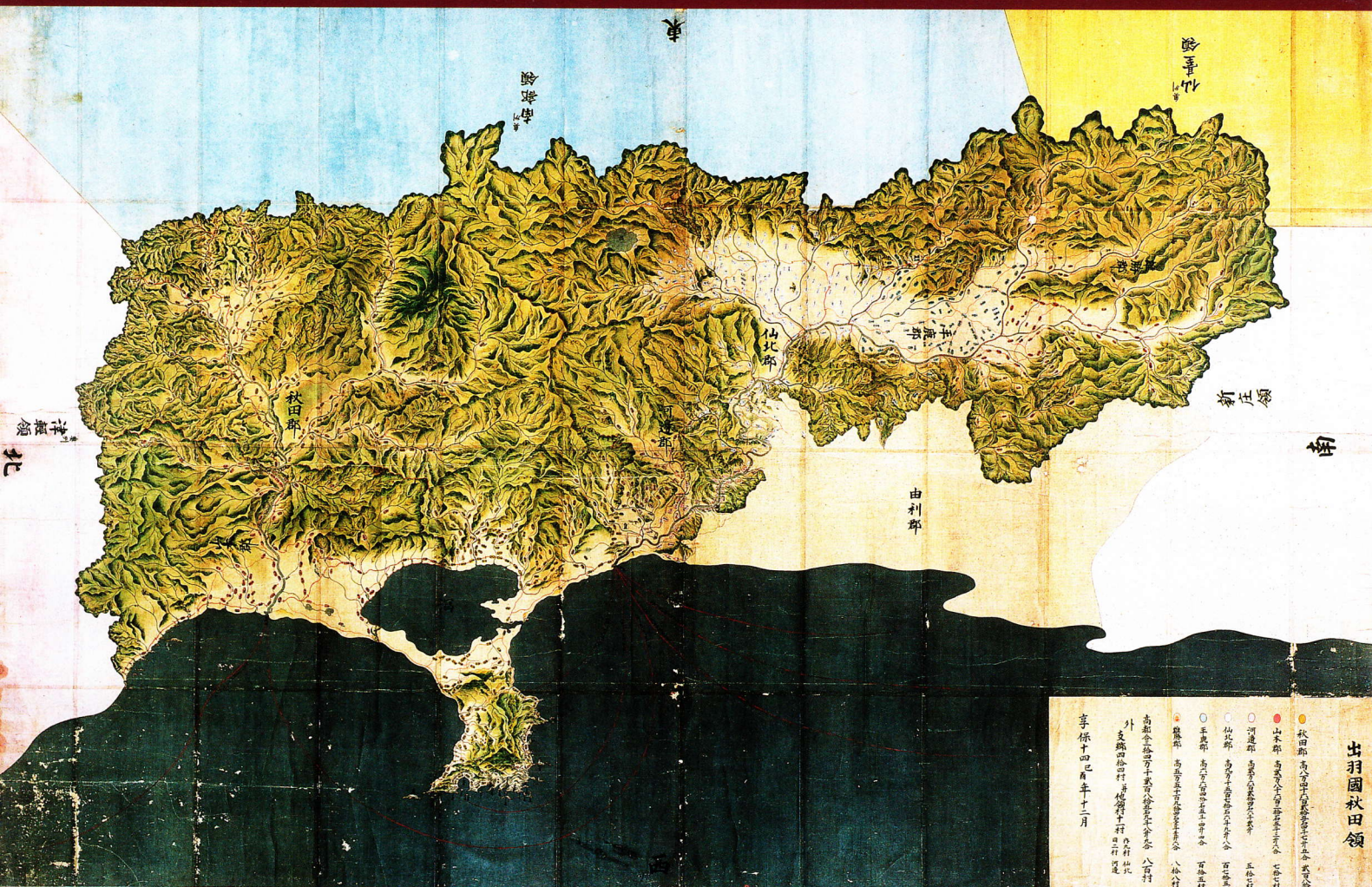


秋田県立図書館企画展

佐竹氏入部四百年 記念絵図資料展



期 間

前期 平成14年 8月29日(木) ▶ 9月23日(月)

後期

10月16日(水) ▶ 11月4日(月)

会 場

秋田県立図書館特別展示室

はじめに

佐竹入部四百年記念展示というこ
とで、今回は久保田をはじめ、佐竹
氏の秋田領内支配の拠点ともいえる
院内・湯沢・横手・刈和野・角館・
能代・檜山・大館・十二所の絵図を
一堂に揃えて展示することにしまし
た。

一番最初に掲げた「秋田領内絵図」
は、享保十四年（一七二九）の絵図
ですが、次の「出羽国秋田領久保田
城絵図」は、今回展示する絵図の中
では一番古い正保四年（一六四七）
の絵図です。

絵図は「久保田城絵図」を最初に
掲げ、そのあとは基本的に南から配
列することになりました。その理由は
二つあります。

その一つは、「秋田領内絵図」が、
雄勝郡から描かれているからです。

二つ目は、秋田の「上三郡」は雄
勝・平鹿・仙北の三郡のことをいい、
「下三郡」とは河辺・秋田・山本の
三郡のことをいっているからです。
それで、上三郡から、下三郡という
順番で配列することになりました。

「郷村高辻帳御国絵図御改正之御

願被仰立候御用留書」にも、次のよ
うに記載されております。

出羽国秋田領之儀は慶長七年従
権現様秋田仙北両所全知行可仕由之
御判物、故右京大夫義宣拝領仕候、
秋田と申候而、川辺山本両郡入、下
三郡と申候、仙北と申候而、平鹿雄
勝郡両郡入、上三郡と申候而、都合
六郡御座候

これら展示した絵図の描き方や、
記載されている事項の比較・検討を
していただければ、新しい発見をさ
れることもあるのではないかと期待
しております。

なお、藩主の居城があつた久保田
と、元和元年（一六一五）の一国一
城令で破却されなかつた横手と大館
については、現在と比較するために、
それぞれの絵図の中心部を拡大した
複製図を用意しました。

また、これらの絵図と同じ時期に
作成された六郡の「黒印高帳」のほ
か、「黒印御定書」や「検地帳」も
展示することになりました。これらの
「文字史料」は「絵図」に比べれば
地味ですが、藩にとっては領内を統

治するための、農民にとっては年貢
納入などの、基本台帳であつたため、
武士と農民のどちらにとつても大事
な帳簿で、検地帳は二部作成され、
領主と村が一部ずつ保管しておりま
した。



正式な名称は「〇〇村物成并諸役
相定條々」ですが、発給した時の藩
主の黒印が押されていることから、
「黒印御定書」といわれております。
これは、貢租制度を中心に農民の守
るべき事項を記載したいわば、農村
の基本法ともいべきもので、各村
ごとに与えられました。

「黒印御定書」としては、この久
米岡村の「黒印御定書」が当館所蔵
のただ一つの「原史料」です。

翻刻文もならべて展示しますが、
それだけではわかりにくいと思いま
すので、ポイントとなる点を下の表
にしました。

黒印制定書 — 諸役と肝煎給付を中心にして —

	詰 夫	代官人足	江戸夫	人 足	伝 馬	ぬ か	わら・草	口 米	山、川、 野役、小物成	肝煎諸役	肝煎人使	肝 煎 免
蔵 入	物成600石 に付1人	物成600石 に付1年 30人 扶持なし		入用次第 (竈木、夏萱、 雪垣も同前) 扶持1日1升 5合	入用次第 1足に口 付1人 扶持2升							物成100石に付 2石 200石に付3石 それ以上は100 石に付5斗宛算 用
給 分			物成600石 に付1人 扶持米1年 に5石 扶持米半年 に2石5斗	物成60石に年 236人 200人は春垣、 夏萱、雪垣、 竈木 36人は入用次 第 扶持1日1升	物成60石 に30足 1足に口 付1人 扶持2升	物成60石 に付 5斗入 30俵	物成60石 に130丸	物成60石 に 1石2斗	定めに従 って蔵へ 納める	20石迄は 夫伝馬、 人足とも 免除 20石以上 は負担	1軒に付 1年 4人宛 但新田肝 煎ある時 は、本田 肝煎は2 日	

享保十四年の絵図について

最初に享保十四年に作成された絵図についての参考史料をあげます。

享保十四年十二月と記載されている「秋田領内絵図」については、「先年之御国絵図所々相違ニ付享保四年亥年絵図改正之 御頼被仰立所、御願書相納候、依之同寅年調被仰出同十四年酉年十二月出来云々」とあり、この絵図がどのような経緯をたどって作成されたか、ある程度わかります。（「郷村御調覚帳」）

次に今回の展示の特色の一つである「給人町絵図」についての史料をあげることになります。

享保七年から同十九年まで十三年間かけて、今宮大学が中心となって郷村調査を行った過程で作成されたのがこれらの絵図で、「郡村日誌」と名づけられた史料に、これらの絵図についての記載があります。

一筆致啓上候、暑氣之節弥御堅固可被成、御座珍重奉存候、然は院内一円之絵図御用ニ御座候間、別紙書付之通出来次第第二御差出シ可被成候、此旨可申上如此御座候、恐惶謹言

田代 源太

鷲尾彦九郎

五月廿六日

大山若狭様

覚

一 院内一円之絵図

但内町外町其町々之名記可申候

内町は表間裏間屋敷主表記可申候

社地寺院名所記可申候

近所山川堰橋共ニ記可申候

右之通御吟味御仕立可被差出候

一 横手一円絵図

但御城廻り土居堀共ニ記可申候

内町外町共ニ其町々之表記可申候

内町は表間裏間屋敷主表記可申候

社地寺院名所記可申候

近所山川堰橋共ニ記可申候

右之通、桧山、角館、湯沢、角間川、刈和野へも申渡候

一 五月廿九日今度在々絵図差出候様、御書付ニて被仰渡候ニ付、右所々へ屋敷番被頼、又は罷出候御書付写取申候

一 刈和野 洪江敬之助御頼

林 喜 角

一角 館 屋敷番 篠原 右衛門

一 横 手 屋敷番 菊地兵左衛門

一 桧 山 屋敷番 蜂屋清左衛門

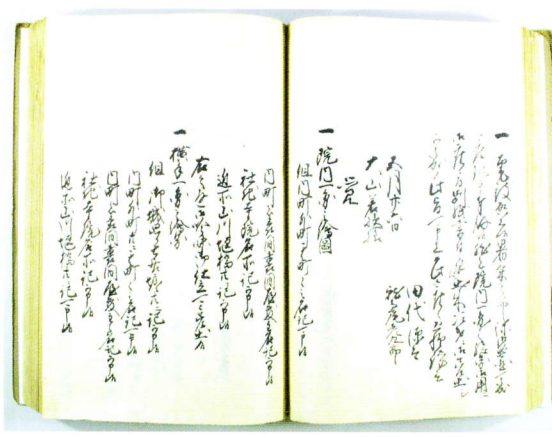
一角間川 梅津小右衛門内 進藤作兵衛

一 湯 沢 屋敷番 岩崎左内

さらにこれに続いて六月廿日には「刈和野絵図出来」し、翌廿一日には「去月廿六日所預り衆へ、其所一円絵図仕立可差出」よう指示していることが記され、廿五日には「角間川一円御絵図、梅津小太郎」から差

し出され、十月廿一日には「十二所一円絵図、茂木弥三郎殿」より差し出されたと記されております。大館についての記載は見られませんが、今宮義透の強い指示のもと「給人町絵図」は作成され、納められたものと考えられます。

今回は角間川の絵図は展示できませんでしたが、これらの記事により、町人が居住する外町は、其の町名を記すだけでいいとされているのに対して、武士が居住する内町は、町名の外に表間、裏間と屋敷主の名を表記するように指示されており、絵図は何を目的にして作成されたか、よくわかると思います。



郡村日誌

検地帳について

当館所蔵の検地帳のなかで、最も古い検地帳と、秋田六郡、各郡ごとに最も古い検地帳を展示することになりました。

一番古い検地帳は、佐竹氏の秋田入部前の慶長二年（一五九七）「常陸国真（壁）郡（真田）御検地帳」で、「麦田」の検地帳です。帳簿の最後に、

都合壹町九反八畝廿四分

右之麦合九石八斗八升、

但三ヶ一ノ算用也

納合六石六斗二升七合 御定納

四月廿七日 大縄与一左衛門

林覚右衛門

賀藤源市郎

根元淡路

嶋根源兵衛

とあります。

九ヶ村が採られているこの検地帳で興味深いことは、

一 納入したのは米ではなく麦であること

二 その納入高は生産高の三分の一であること

三 これらの村々の支配者は上記の五人であること

四 分付け（検地帳の名請人の肩に「平尾分」などと、隷属民の主人の名が記される）の記載があること

などです。

秋田では領内一斉検地は三回行われたと伝えられております。佐竹氏が入部した直後の慶長八年（一六〇三）の先竿、その後、慶長十九年（一六一四）の中竿、正保四年（一六四七）から慶安元年（一六四八）の頃の後竿です。

佐竹氏入部後の当館所蔵の検地帳で一番古いのは、「檜内小猿邊之内七日市村御検地帳」慶長十九年（一

六一四）の検地帳ですが、これは、後世に張り札などが剥がされた痕跡が見えますので、ここでは正保三年（一六四六）の「秋田郡山内村（本田）御検地帳」について、少し見ていくことにしたいと思います。

この検地帳の後ろに、幾重にも紙が貼られ、その一枚一枚に、この検地帳に手を入れた年月日が書かれております。正保三年丙戌七月廿日の日付を持つこの検地帳は、天保十年（一八三九）、天保十二年、天保十五年、弘化三年（一八四六）、弘化四年、嘉永三年（一八五〇）、嘉永五年三月と十月、嘉永七年、安政六年（一八五九）、万延元年（一八六〇）、慶応四年（一八六八）と、少なくとも十二回は書き換えられております。それでこの検地帳のどの部分を開いても、貼り札があり、その一つ一つが、いつ貼られたのか特定できません。一寸手をかけるとすぐに貼り札は剥がれ、しかも、どの部分からはがれたのかわからなくなります。

「保存と利用」を同時に考えていくときに、どのようにすれば検地帳の原型を損なわず、利用しやすくできるか、その方法や対策を具体的に考え、講じていかなければならない

と考えております。

次に、このたびの展示した検地帳を、古い順にあげれば、

「本帳小濱村」

正保三年（一六四六）

「出羽秋田之内豊蒔村御検地野帳」

正保三年（一六四六）

「出羽国雄勝郡川連村御検地帳」

慶安元年（一六四八）

「荷上場村之内中嶋袋新開御検地帳」

寛文六年（一六六六）

「仙乏藤木村開御検地野帳」

貞享二年（一六八五）

「平鹿郡植田村御検地御帳拔写」

宝永五年（一七〇五）

となります。

このなかで、平鹿は「書き抜き」で、これだけでは宝永五年の植田村の石高などがわかりませんが、平鹿の一七〇〇年代の「検地」についての史料はこれしかありませんので、あえて展示することにしました。

なお、ここでは「検地帳」のほか「検地野帳」もあげておりますが、「野帳」とは、一般的に村の残された「検地帳」であるといわれております。

黒印高帳について

今宮大学の郡村調査の経緯は、「郡村日記」に採られておりますが、調査結果を郡ごとに集録したのが、これらの「高帳」です。「黒印御定書」のはじめに記載されている村高と物成について集録したもので、史料的な価値は高いといわれております。本田・本田並・新田と免ごとの高・当高と、村の総当高・総物成米などを表示しております。

秋田藩における黒印高

		当				高		
		本 田		本 田 並		新 田		計
		石	割合 (%)	石	割合 (%)	石	割合 (%)	石
雄勝郡		35,967.373	65.2	9,561.525	17.3	9,665.218	17.5	55,194.116
平鹿郡		30,132.787	49.7	16,149.049	26.6	14,358.708	23.7	60,640.544
仙北郡		59,873.235	65.4	12,797.794	14.0	18,899.669	20.6	91,570.698
河辺郡		12,103.199	58.7	4,726.593	22.9	3,794.828	18.4	20,624.620
秋田郡		50,277.014	59.4	16,969.959	20.1	17,378.502	20.5	84,625.475
地 区	秋田	25,072.912	64.9	8,426.154	21.8	5,137.668	13.3	38,636.734
	男鹿	7,552.256	71.0	1,747.625	16.4	1,337.850	12.6	10,637.731
	比内	17,651.846	49.9	6,796.180	19.2	10,902.984	30.8	35,351.010
山本郡		13,418.758	46.9	4,921.438	17.2	10,290.340	35.9	28,630.536
合 計		201,772.366	59.1	65,126.358	19.1	74,387.265	21.8	341,285.989

半田市太郎氏「秋田藩における享保14年黒印高について」

(秋田経済法科大学経済学部「経済研究所報」第13輯所収)

秋田藩家蔵文書について

秋田藩が蒐集・編纂した古文書で、当館所蔵の史料のなかで、「梅津政景日記」とともに全国的に注目されている史料の一つです。吉川弘文館や平凡社から出されている「国史大辞典」や「日本史大事典」ではともに「秋田藩採集古文書」として、取り上げられています。

三代藩主・義処は、元禄九年（一六九六）「佐竹家譜」の編纂を行う過程で、藩士や寺社や一部の庶民に家蔵の文書、記録、系図などを文書所に提出させました。文書所ではこれらの史料の真偽の判定などを行ったうえで、臨写・編纂を行い、原史料を所蔵者に返却しましたが、その後の追加・増補部分を含めて六七冊を数えております。

その内訳を示せば、第一冊が文書目録、次に佐竹氏あて文書の集成たる御文書六冊、以下佐竹一門、重臣、旗本諸士の順に家別、編年で編纂した六十冊になります。東京の「千秋文庫」が所蔵している御文書六冊を除いた六一冊を、当館が所蔵しており、その文書を当館では「秋田藩家蔵文書」としております。

蔵文書」としております。

「家蔵文書」は、臨写史料ですが、後醍醐天皇編旨、後村上天皇宣旨のほか、足利尊氏、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康などの史料も含まれており、近世文書を主とする当館の史料のなかでは、日本の中世に係る唯一の史料で、歴史的価値や、利用頻度の最も高い史料の一つであります。



秋田領絵図

(享保十四年) 二八二×四三八
(原寸単位)



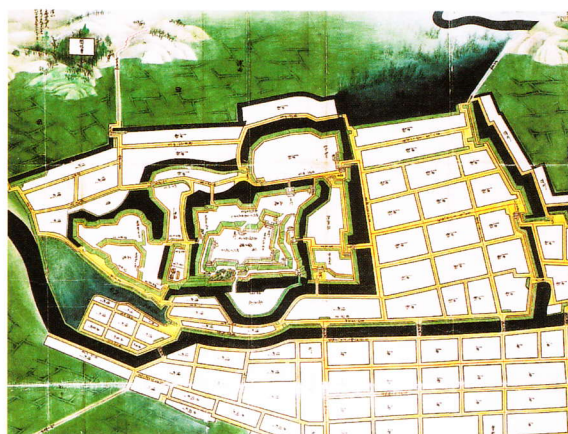
院内境目杉峠から長走境目矢立峠迄の羽州街道は、赤い線で細く引かれております。田沢湖や八郎潟は、「潟」とのみ記されていることも興味深いことです。村名は小判型の中に記され、郡を区別するために六郡異なる色が使われております。郡別に村数、当高などを整理すれば、下の表のようになります。

享保14年郡別、村数、当高調

郡名	村数	当高	一村平均当高	郡内最高当高	当高
雄勝郡	88	55,194.116	627.206	稲庭村（現稲川町）	2,060.686
平鹿郡	115	60,640.544	527.309	木下村（現十文字町）	2,997.892
仙北郡	175	91,570.698	523.261	二本柳村（現横手市）	2,465.510
河辺郡	57	20,624.620	361.835	目長田村（現秋田市）	1,470.129
秋田郡	288	84,625.475	293.838	根下戸村（現大館市）	2,616.674
山本郡	77	28,630.536	371.825	金光寺村（現山本町）	1,634.474
	800	341,285.989	426.607		

出羽国秋田郡久保田城絵図

(正保四年) 三四八×二五二



絵図からは、作成年代を特定できません。しかし、この絵図が入れている袋に、正保四年と整理番号が表記された紙が入っております。おそらく裏書きとして記されていたことを、表具したあと、書き入れたものではないかと思われます。

一見すればわかるように、侍町、中間町、足軽町、寺町と記され、町名が具体的に書かれてはおりません。また、町人が住んでいる所は、ただ「町」と記載されているだけで

す。寺町に寺町とのみ記され、寺院名は一つも書かれておりませんが、藩主家につながる天徳寺と閼真寺だけが、寺名も書かれております。佐竹氏の菩提寺である天徳寺は、佐竹氏移封と共に秋田へ移り、金照寺山に建立されましたが、寛永元年（一六二四）焼失し、翌二年現在地の泉三岳根の五庵山麓を新たな境内と決定し、五年に落慶しております。閼真寺は、手形大沢の地に、秋田初代義宣の父・義重の一周忌に当たる慶長十七年（一六一二）に建立されました。

院内一圓之図

(享保十三年) 二二九×二七二

武士が居住する内町、町人が居住する外町の町名を記し、さらに内町については、表間（間口）と裏行（奥行）と屋敷主の氏名も表記されているほか、社地や寺院を採り、近所の山川や堰、それに橋も記されております。「郡村日記」で指示に従って作成されたことがよくわかります。また、大山若狭（五十間に五十

間)の西隣に、藩主が参勤交代の時などに休む「御休」(四十間に三十間)が、おかれていることも目に付きます。

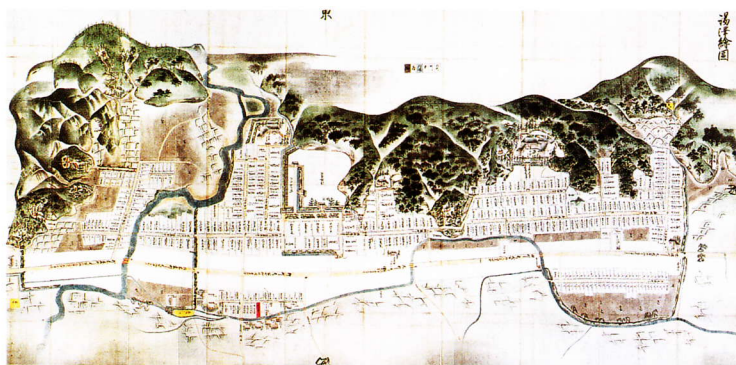


湯沢絵図

(享保十三年) 四一七×一八七

組下給人と淡路家中とも、表間と裏行と屋敷主の氏名が表記されていることが、この絵図の一番の特色だと思えます。他の絵図では、家中の氏名はほとんど記載されていないからです。しかもこの内町の給人と家中の屋敷は、ほぼ絵図の中央にあるといつてよい真言宗泉寿院前の内廻

輪を境に、はつきりと分けられています。南の南館荒町、南館上町と下町、内館町が組下給人の、そして北の荒町、大工町、根小屋町、金池町、新町が淡路家中の、屋敷に割り当てられています。また、外町は吹張町、田町、大町、柳町、内前森町、外前森町と表記されておりますが、これら町人町の屋敷割りには書かれておりません。吹張町の西に御足軽町があります。屋敷割りだけで屋敷主の名前は書かれておりません。



横手絵図

(享保十三年) 一一三〇×一四四



本藩から派遣された、給人については、屋敷の表間と裏行と居住者の氏名が記載されておりますが、武士であっても戸村の家臣については、表間・裏行が記されているだけで、氏名は書かれておりません。したがって足軽や野御扶持は、氏名が書かれないのは当然であります。戸村氏の菩提寺である龍昌院など寺院のほかに、寺町に三九間に四二間の「御休跡」が記されております。また、町人の住む外町になりますと、書かれているのは町名と屋敷割りだけで

す。ただ、横手町(大町と八日町)も前郷村も、名前は書かれていませんが、「肝煎」屋敷が特定できます。

仙北郡刈和野一圓之図

(享保十三年) 一一六×一三三



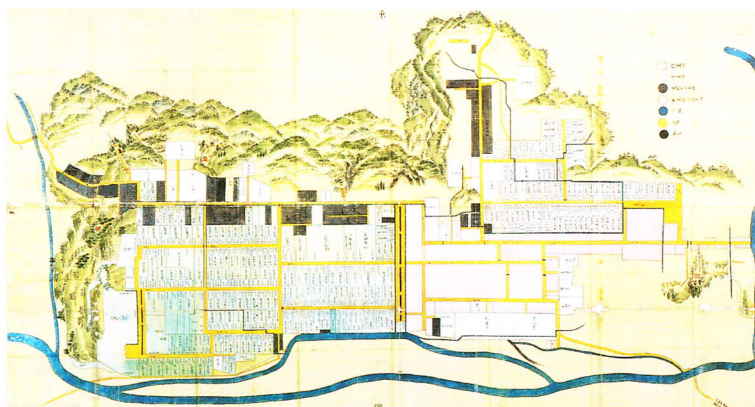
絵図のほぼ中央に「御休」があり、その上に「杉木アリ築下屋敷」と「家アリ築屋敷」が貼られております。だが貼り札の「築屋敷」には、屋敷の上に線が引かれ、消されたように見えます。また築の下屋敷は、西側の本善寺の貼り札がある所の真向かいありますので、なぜ御休に二枚の貼り札があるのか、考えなければならぬと思います。渋江氏が刈和野の組下給人や足軽支配を命じら

れておりましたが、給人などの組頭であった築氏には、二五間二尺・二九間四尺の「蔵屋敷」もあつたことがわかります。この絵図では「町」の屋敷割りは書かれておらず、ただ「民家」とだけ記されております。秋田口の方には「久保田海道」、そして秋田への道を西に曲がつた「亀田街道」、さらに横手口の方には「往還海道」、その北の方には「角館街道」など、刈和野が交通の要地であることがよくわかる絵図になっております。

仙北郡角館絵図

(享保十三年) 三一四×一六三

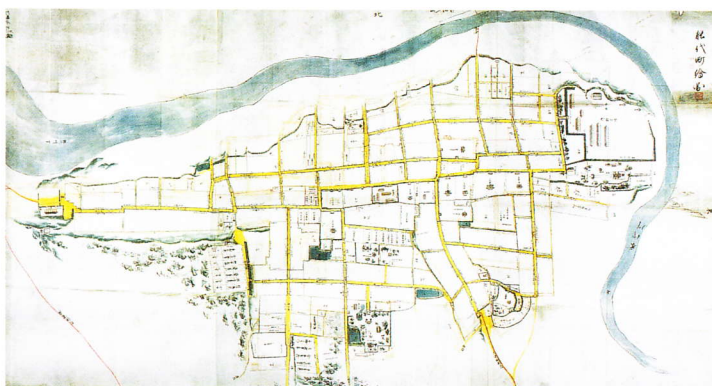
角館城下は南北に長く、幅二メートルの火除け地帯が町の南北を区分し、中央には土手が築かれていました。土手の北側は侍が居住する内町、北側は町人が居住する外町となつていますが、外町には一部侍屋敷もみられます。外町の周囲には寺院が配置されています。内町には見通しがきかないように食い違いの道路がつくられていました。絵図の北端に「佐竹左衛門」と記された北家の



屋敷があります。北家の屋敷前を表町といえます。表町に「青柳」という家がありますが、これは現在県の文化財に指定されている青柳家と思われまふ。表町の南側、勝楽町には旧蘆名氏の家臣の屋敷の他、塩谷氏や今宮氏などの藩の廻座階級の屋敷がありました。塩谷氏や今宮氏の屋敷は他の家に比べて格段に間口が広く、身分の大きさを知ることができます。

能代町絵図

一九一×三五〇



この絵図の成立年代はわかりません。他に展示されている「給人町絵図」と比べると、地味な印象をうけます。何件かの侍屋敷がみられますが、ここは赤館町といい、佐竹氏の直臣松野氏の組下給人が檜山赤館町から移り住んだことからこの名前がついたと考えられています。絵図の東端、米代川が大きく湾曲して日本

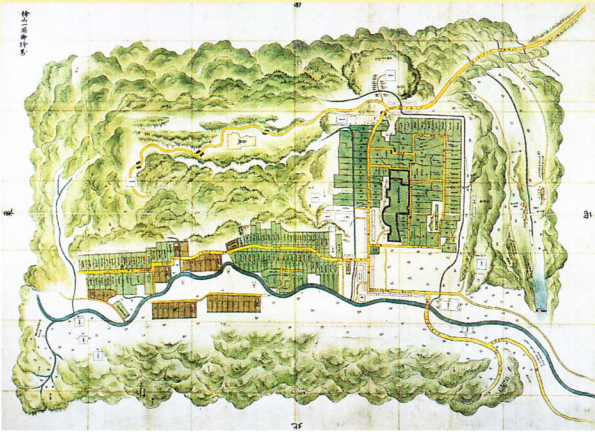
海へ向かう川岸に御材木場がみえます。豊臣秀吉の伏見作事板、徳川家康の命による軍役板などが能代から大量に移出され、川上から流される材木を船積みするまで一時滞留させる材木場は港には必要な施設でした。またこの絵図をみてもわかるように能代町は非常にお寺の数が多い町でした。その中で海路と関係の深いのが光久寺です。現在の光久寺は能代墓地公園にありますが、当時は海寄りの地にあり、船乗り達が海上の安全祈願をしていたということです。

檜山一圓御絵図

(享保十三年) 一七二×一三三

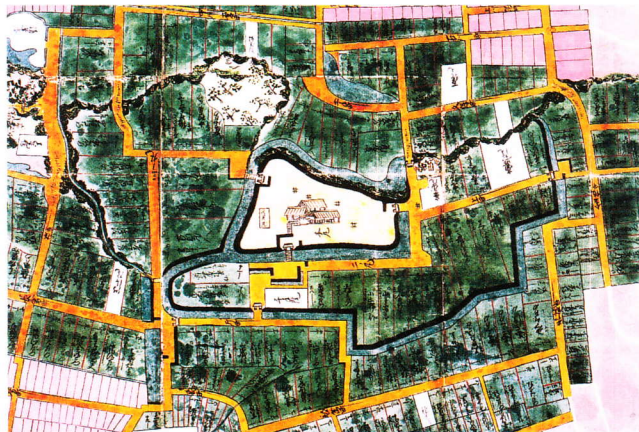
絵図の東南に「古城」がみえます。ここはかつて安東氏(後の秋田氏)の居城であり、軍事的拠点として重要な役割を果たしてきた檜山城です。現在は公園風に整地されており、城郭跡からは大館台地を含めて米代川から対岸の東雲台地まで一望できます。元和元年(一六一五)に一国一城令がだされ、檜山城が破却されると、多賀谷氏は檜山の中心にある

茶臼山に新たな居館を築きました。東西一八間、南北一三八間あります。また東西南の三方には家臣の屋敷を配置しました。この絵図からは七十二人の多賀谷氏の家臣が確認できます。また居館の北側は、米代川方面を望むことができる戦略的に優れた位置にありました。檜山には多賀谷氏の家臣と佐竹氏の直臣松野氏とその組下が居住していました。多賀谷氏の家臣は上町に、松野氏の組下の侍屋敷は赤館町と田町に配置され、佐竹氏の直臣と陪臣は区別されていました。



大館絵図

(享保十三年) 一四一×一七八



大館城は桂城とも呼ばれ、北側の長木川を見下ろす台地上に築かれました。元和元年の一国一城令がだされた際には、津軽・南部に対する要衝として二代将軍秀忠から特別に許されて破却から逃れました。当時の本丸は現在の桂城公園、二ノ丸は市役所、三ノ丸は国道七号線を西に渡った所にある秋田大会館から西にかけての地に相当します。城郭は長木

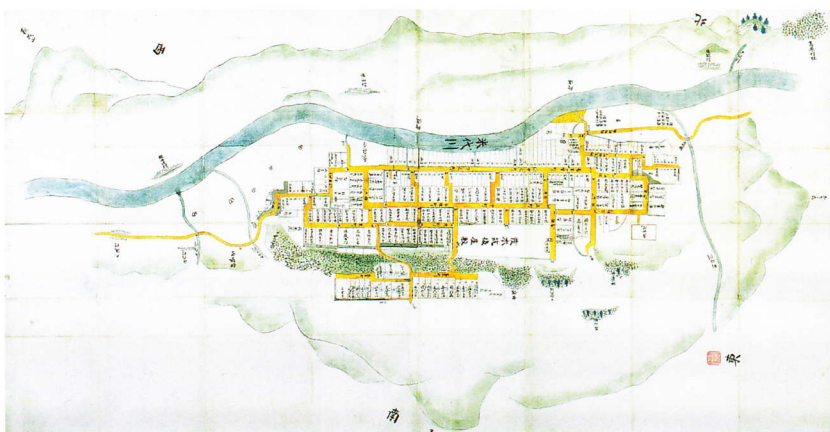
川と米代川の間に延びた舌状の台地状に位置し、長根山、鳳凰山を後背にして、長木川につくった北面の断崖を活用し、梯郭式に縄張りされています。城を囲んで内町(侍町)があり、内町を囲むように羽州街道が通り、街道に沿って町人町である外町が形成されています。

十二所絵図

一三八×二二五

天和三年(一六八三)以降、塩谷氏に代わって茂木氏が十二所に入り、現在の成章小学校から花輪線にかかる地に居館が造られました。南より侍町である内町、米代川沿いに町人町である外町が形成されています。上町に「御郷校」の文字がみえます。十二所給人とその子弟の教育のために寛政五年(一七九三)に成立し、寛政十年(一七九八)に学館からの申し渡しによって「成章書院」と名付けられました。この絵図の成立年代はわかりませんが、「御郷校」の字がみられることから寛政五年以降につくられたものと考え

ことができます。西端に長興寺があります。この寺は塩谷氏の菩提寺であり、塩谷義綱が下野国(栃木県)から十二所に移してきました。延宝七年(一六七九)に塩谷氏が角館へ転封となった後もそのまま十二所に残り、町民をも檀家として受け入れました。



展示史料一覽

整理記号・番号	史 料 名	年号(西暦)
県C-147	秋田領絵図	享保14 (1729)
県C-173	出羽国秋田郡久保田城絵図	正保4 (1647)
県C-6	院内一圓之図	享保13 (1728)
県C-4	湯沢絵図	享保13 (1728)
県C-21	横手絵図	享保13 (1728)
県C-91	仙北郡刈和野一圓之図	享保13 (1728)
県C-95	仙北郡角館絵図	享保13 (1728)
県C-119	檜山一圓御絵図	享保13 (1728)
A290-114-114	能代町絵図	
県C-190	大館絵図	享保13 (1728)
A290-114-95	十二所絵図	
サ43	佐竹義宣公書簡	
山1051	山本郡久米岡村物成并諸役相定條々	宝永2 (1705)
AS317-7-1	権現様御判物	慶長7 (1602)
AS317-21-1	厳有院様御判物	寛文4 (1664)
A280-69-7	秋田藩家蔵文書7 大山弥大夫義次并組下院内給人家臣家蔵文書	
A280-69-5	秋田藩家蔵文書5 佐竹淡路義敞并湯沢給人家臣家蔵文書	
A280-69-8	秋田藩家蔵文書8 戸村十大夫義連并組下横手給人家臣家蔵文書	
A280-69-23	秋田藩家蔵文書23 渋江内膳処光并組下刈和野給人家蔵文書	
A280-69-3	秋田藩家蔵文書3 佐竹左衛門義命并組下角館給人及塩谷民部方綱并角館給人家蔵文書	
A280-69-13	秋田藩家蔵文書13 多賀谷将監隆経并組下給人桧山給人家臣家蔵文書	
A280-69-32	秋田藩家蔵文書32 佐竹石見組下大館給人家蔵文書	
A280-69-15	秋田藩家蔵文書15 十二所給人茂木筑後知量組下家蔵文書	
県A-17-13~14	雄勝郡御黒印高帳	享保14 (1729)
県A-17-7	河辺郡御黒印高帳	享保14 (1729)
県A-17-8~10	仙北郡御黒印高帳	享保14 (1729)
県A-17-6	山本郡御黒印高帳	享保14 (1729)
県A-17-1~5	秋田郡御黒印高帳	享保14 (1729)
県A-17-11~12	平鹿郡御黒印高帳	享保14 (1729)
斧5379	指紙写 (桧山之内高尾村ほか)	天和4 (1684)
特435	郷村御調覚書 享保14年12月 郷村高辻町御国絵図御改之御願被仰立候御用留書 元文4年3月	元文4 (1739)
A312-43	郡村日記	
AS611-1	常陸国真(壁)郡(真田)御検地帳	慶長2 (1597)
長812	檜内小猿邊之内七日市村御検地帳	慶長19 (1614)
A611-1	出羽国雄勝郡川連村御検地帳	
303-1017	本帳 小濱村	正保3 (1646)
田354-1001	出羽秋田之内豊蒔村御検地野帳	正保3 (1646)
山993	秋田郡山内村(本田)御検地帳	正保3 (1646)
AH611-9	仙乏藤木村開御検地野帳	貞享2 (1685)
A611-771	平鹿郡植田村御検地御帳抜写	
菊 1	荷上場村之内中嶋袋新開御検地帳	寛文6 (1666)
A317-59-1-1	能代掟帳1	